

## 韓国知的財産ニュース 2012 年 6 月後期

(No. 225)

発行年月日：2012 年 7 月 3 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★★目次★★★★

※このニュースは、6 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 韓国特許庁、オンライン申請手数料を値下げ、登録申請の補正も許容 (6 月 26 日)
- 1-2 特許法・実用新案法一部改正法律案立法予告 (6 月 28 日)
- 1-3 特許法施行規則・実用新案法施行規則一部改正法律案立法予告 (6 月 28 日)

#### 関係機関の動き

- 2-1 米国 IP 専門家、韓国で特許コーチング (6 月 19 日)
- 2-2 韓国特許庁、営業秘密保護のためのワンストップサービス稼働 (6 月 22 日)
- 2-3 「才能分かち合い」で中小企業の知的財産あい路事項を解消 (6 月 28 日)
- 2-4 韓国特許庁、麗水エキスポ組織委員会と共同で「未来の海洋発明エッセイ大会」開催 (6 月 29 日)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 勝利は韓国に・・・三星、オランダでアップルに特許戦で初勝利 (6 月 21 日)
- 3-2 新日本製鉄、「ポスコが侵害した特許の証拠を必ずつかむ」 (6 月 25 日)
- 3-3 地元の暴力団と結託した大規模なニセ運動靴製造工場の摘発 (6 月 27 日)
- 3-4 米国の裁判所、三星ギャラクシータブ販売禁止の仮処分決定 (6 月 27 日)
- 3-5 「90 兆価値」AM-OLED 技術、中国に流出 (6 月 27 日)

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 帰農人工の増加で「農作物」の商標出願も増加傾向 (6 月 21 日)

#### その他一般

- 5-1 深海の宝を探す技術開発の活動が動き始めた (6月18日)
- 5-2 ファン・スンウォン氏の小説「夕立ち」の中に約300件の特許が (6月19日)
- 5-3 クラウドコンピューティングのセキュリティが注目される (6月20日)
- 5-4 現代・起亜車「6速自動変速機」、世宗大王賞受賞 (6月22日)
- 5-5 心を読み取る技術「ニューロフィードバック」 (6月25日)

## 法律、制度関連

### 1-1 韓国特許庁、オンライン申請手数料を値下げ、登録申請の補正も許容 (6月26日)

韓国特許庁は来る7月1日から、特許関連の申請を電子文書で提出する場合に納付しなければならないオンライン手数料33種類を値下げし、登録申請に対する補正が許容され産業財産権の移転登録と実施権(使用権)の設定手続きが簡単かつ迅速になると明らかにした。

今回の手数料の値下げ対象は、優先権主張申請料を含む33種類のオンライン申請と関連する手数料で、値下げ幅は10%以上と国民のあらゆる行政サービスに対する手数料の負担を減らし、物価安定に寄与できると思われる。

また、納付者が適時に手数料の返還案内を受けることができるようにするために現在行なっている通知書および電話案内に追加して、手数料返還お知らせサービスの申請者を対象に携帯電話の文字メッセージ(SMS)やEメールによる手数料返還案内サービスを提供する。

なお、これまで産業財産権の移転登録及び実施権(使用権)を設定する時に、登録申請書類に欠陥がある場合申請が返却され、申請人が書類を補完した後に新たに提出しなければならなかったが、法改正の施行により、登録申請書類に欠陥があっても返却されず補完して登録できるようになり、申請人の時間及び手続き上の不便が大きく改善されると予想される。

このような手続きを通じて申請書類の欠陥が補完されれば、登録申請書を最初に提出した時に権利が移転され、実施権(使用権)が設定される効果が生まれることになる。

安・ジェヒョン特許庁顧客協力局長は、「今後も手数料の負担緩和と制度改善を通じて特許顧客の不便解消に尽力していきたい」と述べた。

### 1-2 特許法・実用新案法一部改正法律案立法予告 (韓国特許庁 HP 6月28日)

#### 1. 改正理由

特許出願人の便宜を図るため、特許に関する国際規範である「特許法条約」の趣旨に従って、特許出願書に添付する明細書の形式及び言語の要件を大幅に緩和し、論文や英語でも特許出願をできるようにした。また、被成年後見制度および被限定後見制度の導入を主な内容とする「民法」が改正（法律第11300号、2012. 2. 10. 公布、2013. 7. 1. 施行）されることにより関連規定を整備したほか、現行制度の運営上の問題点を一部改善・補完する。

## 2. 主要内容

イ. 改正された民法上の成年後見制度の施行により関連規定を整備（案第3条）

- 1) 禁治産、限定治産制度を廃止し、被成年後見・被限定後見制度の導入を主な内容として「民法」が改正されることにより、特許に関する手続きの規定を整備する必要が生じた。
- 2) 特許に関する手続きは、財産権形成行為として重要な法律行為であり、複雑で予測し難いため、被成年後見人と被限定後見人も禁治産者および限定治産者と同様に後見人の同意が必要な行為は、後見人によってのみ特許に関する手続きが取れるようにした。

ロ. 出願日先占のための特許出願明細書の形式および言語要件を緩和した（案第42条の2新設）

- 1) 先に出願した者に特許権を付与する先出願制度においては、早い出願日の確保が何よりも重要であるが、現行の制度で出願日を確保するためには、特許出願時に特定形式により韓国語で作成された明細書を提出しなければならない。そのため、論文や英語で発明の作成が完了していても、特許出願日を確保するためには、発明の内容を明細書形式及び言語の要件に合わせて作成するほかなく、特許出願日が遅れてしまう問題点がある。
- 2) 特許出願書に発明の内容が書かれている論文や英語の書面を添付して提出すれば、特許出願日が確保できるよう、特許出願の明細書形式と言語要件を緩和した。

ハ. 公知例外主張に対する趣旨の記載時点延長（案第30条第2項）

- 1) 特許出願人が特許出願前に自発的に自分の発明を公開した場合、これを特許の拒絶理由から除外する公知例外を主張するためには、特許出願時の特許出願書にその趣旨を記載しなければならない。しかし、その証明書類を特許出願日から30日以内に提出しなければならない。しかし、錯誤などによりその趣旨を書くことができなかった場合や、その趣旨と証明書類の内容が一致しない場合、これを解消する方法がなかった。
- 2) 公知例外主張の趣旨に対する記載時点を「特許出願時」から「特許出願日から30日」に延長することにより、提出しようとした証明書類に合わせてその趣旨を書くことができるようにした。

## < 実用新案法一部改正法律案立法予告 >

### 1. 改正理由

実用新案登録出願人の便宜を図るために、実用新案登録の出願書に添付する明細書の形式および言語の要件を大幅に緩和し、論文や英語でも実用新案登録出願ができるようにしたほか、現行制度の運営上の問題点を一部改善・補完すること。

### 2. 主要内容

イ. 出願日先占のための特許出願明細書の形式及び言語要件を緩和した（案第8条の2新設）。

1) 先に出願する者に実用新案権を付与する先出願制度においては、早い出願日の確保が何よりも重要であるが、現行の制度で出願日を確保するためには、実用新案登録の出願時に特定形式により韓国語で作成された明細書を提出しなければならないので、論文や英語で考案の作成が完了していても、実用新案登録出願日を確保するためには、考案の内容を明細書形式及び言語の要件に合わせて作成するほかなく、実用新案登録の出願日が遅れてしまう問題点がある。

2) 実用新案登録出願書に考案の内容が書かれている論文や英語の書面を添付して提出すれば実用新案登録出願日が確保できるよう、実用新案登録出願の明細書形式と言語要件を緩和した。

ハ. 公知例外主張に対する趣旨の記載時点延長（案第5条第2項）

1) 実用新案登録出願人が実用新案登録出願の前に自発的に自分の考案を公開した場合、これを実用新案登録の拒絶理由から除外する公知例外を主張するためには、実用新案登録出願時の出願書にその趣旨を記載しなければならず、また、その証明書類を実用新案登録出願日から30日以内に提出しなければならない。しかし、錯誤などによりその趣旨を書くことができなかった場合や、その趣旨と証明書類の内容が一致しない場合、これを解消する方法がなかった。

2) 公知例外主張の趣旨に対する記載時点を「実用新案登録出願時」から「実用新案登録出願日から30日」に延長することにより、提出しようとした証明書類に合わせてその趣旨を書くことができるようにした。

(JETRO ソウル注：意見聴取期間は、8月28日までです。条文案の仮訳は完成次第 JETRO ソウル知財チーム HP でお知らせします。)

1 - 3 特許法施行規則・実用新案施行規則一部改正法律案立法予告（韓国特許庁 HP 6月28日）

## <特許法施行規則一部改正法律案>

### 1. 改正理由および主要内容

自然災害など不可抗力的な原因により書類の提出期間を遵守できなかった場合において、これを救済する手段として「特許協力条約規則」が改正されたため、これを反映すると共に、個人情報の保護及び管理強化のため、電子文書による特許に関連する手続きを取る者に対し、公認認証書を使って電子文書の利用申告ができるようにし、出願人の個人情報を保護するために国際出願と関連する別紙の書式に住民登録番号を記載しないようにしたほか、現行制度の運営上の問題点を一部改善・補完する。

### 2. 参考事項

立法予告（2012. 4. 12～5. 22）の結果、特別な事項はなかった。

この規則は2013年1月1日から施行する。ただし、第88条、88条の2、第106条の6第3項・4項、第106条の11第5項第1号ナ目、別紙第41書式、別紙第41号の2書式および別紙第48書式の改正規定は2012年7月1日から施行する。

## <実用新案法施行規則一部改正案>

### 1. 改正理由および主要内容

自然災害など不可抗力的な原因により書類の提出期間を遵守できなかった場合において、これを救済する手段として「特許協力条約規則」が改正されたため、これを反映すると共に、現行制度の運営上の問題点を一部改善・補完すること。

### 2. 参考事項

立法予告（2012. 4. 12～5. 22）の結果、特別な事項はなかった。

この規則は2012年7月1日から施行する。ただし、別紙第1号書式の改正規定は2012年1月1日から施行する。

## 関係機関の動き

### 2-1 米国 IP 専門家、韓国で特許コーチング（電子新聞 6月19日）

米国の知識財産権（IP）専門家が、韓国で特許事業化および活用ノウハウなどを伝授する。知識経済部などによれば、来る21・22日韓国と米国のIP専門家が集合し、韓国内の優秀なIPを対象に実際の活用事例など「実務IPビジネスコーチング」プログラムを実施する。

知識経済部は、韓国国内における IP ビジネス活性化ネットワーク構築のために、21 日からソウルコエックスで「グローバル IP ビジネスフォーラム」を開催する。フォーラムでは KIAT および米国大学技術管理者協会 (AUTM) 了解覚書の締結、IP ビジネス分野別専門家講演、パネルディスカッション、米国 IP ビジネス専門家委員の国内技術コーチングおよび相談などが行なわれる。AUTM は、米国 350 ヶ所の大学および研修機関、100 社余りの企業が参加する技術移転専門機関。

実務 IP ビジネスコーチングプログラムでは、米国 OceanTomo、Inflexion Point、AUTM、国際ライセンス協会の社長と創業者で構成された IP ビジネス専門家委員が、韓国国内の IP ビジネス担当者に実務ノウハウを伝授する。該当する IP を米国で適用することを仮定して、事例分析を通して活用ビジネス戦略に対するメンタリングを行なう。

これまで IP 関係の行事は、研究開発者を中心に IP 分析と技術移転関連問題のみを取り扱ってきた。特許情報分析ソリューションの展示や分析動向を把握する程度だった。特許取引のみに限定し、あらゆる IP ビジネスモデルに対するアプローチが不足していたのが実情だ。

メンタリングを中心とした IP 実務コーチングは△大学および研究機関の観点から見た IP 移転事業化戦略△IP 活用のための外部資本の投資誘致仲介△価値評価と資産価値の創出による IP 活用方案の探索△IP 資産家 (金融・流動化) 戦略などの分野で実施される。

プログラムは 4 月末に開始され、フォーラム前まで 1 次活用事例のコンセプト導出および段階的に具体化を図った。フォーラム 2 日目には、これまで実施されていたコーチングの結果を発表する。コーチングプログラムを通じて国内企業・機関にベンチマーキングの事例を提供して、IP 保有者には米国市場をターゲットとして活用戦略を樹立する契機になると思われる。

KIAT-AUTM 了解覚書の締結は、IP ビジネスの参加者のグローバル競争力を高めて韓・米 IP ビジネス交流活動の促進のために施行された。IP ビジネス関連定例セミナーの開催および人材の相互交流、AUTM IP ビジネス教育とネットワーキングプログラム活用方案に対する協議、懸案事項の発掘など業務協力を推進する。

フォーラムの実務進行を行なうソ・ジュウォン ED リサーチ代表は「フォーラムは、大学と公的研究所の有望な IP を対象に米国 IP ビジネス機関と協力チャンネルを形成し、IP 産業の競争力を高めようという趣旨から実現した」とし、「AUTM と締結したのに続き、在米特許弁護士協会と協力パートナーシップを締結して、単発性ではない中長期人材とビジネス情報交流体系を構築していく計画だ」と述べた。

<クウォン・ドンジュン記者>

2-2 韓国特許庁、営業秘密保護のためのワンストップサービス稼働 (韓国特許庁 HP 6 月 22 日)

韓国特許庁と韓国特許情報院は、6月22日(金)、企業が多く資金を投資して開発した新技術などの営業秘密\*の保護を専門的に支援するため、韓国特許情報院に「営業秘密保護センター」をオープンした。

\* 営業秘密とは、コカコーラの製造方法のように企業が市場で競争力を持つために秘密に管理する技術情報(R&D 資料、生産方法など)や経営情報(顧客リストや原価情報など)をいう。

「営業秘密保護センター」を発足した理由は、近年、技術の流出犯罪が増え、技術の海外流出に対する憂慮の声が上がっており、そこで、営業秘密管理に労力を費やしている企業を支援すると共に、公正な競争秩序を形成するためである。

営業秘密が流出した場合、リーディング企業としての競争的優位を一瞬のうちに喪失しまうおそれがあり、営業秘密保護の重要性は、日増しに高くなっている。

事例として、1990年代以降日本の根幹となっている部品、素材分野に強い中小企業は、原材料の配合及び処理、製品組立などのコア工程を徹底して内部で行い、技術流出の予防を企業の核心戦略としている。

しかし、韓国企業の営業秘密保護のレベルは、その重要性に比べて手薄な状況で、特に中小企業の65%が営業秘密の保護が脆弱または危険レベル\*に置かれており、技術流出の危険が露出されている。

\* 出所：産業機密管理実態調査(2010年、産業技術振興協会)

これを受けて「営業秘密保護センター」は、△営業秘密保護認識の向上を図るための広報、教育及び相談、△企業の営業秘密管理インフラ構築のための標準管理システム普及、△営業秘密保有事実を立証するための営業秘密原本証明サービスの運営など、営業秘密の流出予防から紛争対応に至るまで専門的なワンストップ支援機能を担当する。

韓国特許庁産業財産政策局の李・ヨンデ局長は、「営業秘密保護センターが営業秘密保護文化の拡大に牽引車の役割を果たすことを期待している」と述べ、「今後企業らが営業秘密管理を企業自ら強化できるように制度の改善及びインフラ構築など、多角面で支援を続けていきたい」と明らかにした。

## 2-3 「才能分かち合い」で中小企業の知的財産あい路事項を解消(韓国特許庁 HP 6月28日)

特許庁は、来る7月から13校の大学教授、2地域のデザイン協会、16社のデザイン・ブランド企業など総41名の知的財産専門家と共に、「知識財産才能分かち合い事業」を推進することを表明した。

知識財産才能分かち合い事業は、知的財産競争力が弱い地域中小企業に専門家の

「知的財産才能」を寄付し、また、企業側は、才能の寄付を受けたことにより売増増加等が得られた場合、その一部を孤児、低所得層老人など、社会的弱者に還元する事業である。

これまで知的財産分野の支援を受けようとする地域中小企業は多いが、これを支援するための予算・人材は、相対的に限定されているのが現実であった。そのため、特許庁は、民間専門家の自発的な才能の寄付を通じて、地域中小企業の知的財産関連のあい路事項を支援するために、この事業を導入する事としたものである。

今回の示範事業は、まず5つの地域知識財産センター(江原、慶南、大田、忠南、忠北)にて実施され、このセンターは、去る4~5月、特許、ブランド、デザイン関連における知的財産才能の寄付者を発掘・募集した。

今年、才能分かち合い事業に参加する才能の寄付者は、地域大学のデザイン学科教授、デザイン専門企業、弁理士、創業専門家など多様に構成されており、大韓弁理士会からもこの事業の指南の役割と特許訴訟・コンサルティングなどを支援する計画である。

例えば、江原地域において才能分かち合いに事業参加する江原大学江デザイン革新センター(センター長、チェ・インスク)は、江原地域の地元企業である(合資)デウン、ワンスンバラムブリ営農組合法人などに包装デザイン開発を支援する才能寄付活動を行うことになる。

特許庁は、今年度試行結果を勘案し、成果が大きいと判断される場合、13年以降、全国センターに拡大推進する計画である。また、才能寄付者と才能需要者が集まり、才能分かち合いの意味を反すうし、本格的な活動を始める「知識財産才能分かち合い総括オリエンテーション」が6.28.(木)14時、大田テクノパークにて開催される。

特許庁イ・ヨンデ産業財産政策局長は、「最近、特許戦争などにより、中小企業における知識財産確保の重要性がこれまで以上に高まっている状況」と述べ、「知的財産才能分かち合いを通じ、企業はIP競争力が確保でき、また、恩恵を受けた企業は、利益の一部を社会に還元することによって、企業競争力の向上と共に、地域の分かち合い文化の拡散を同時に達成できると期待される」と表明した。

## 2-4 韓国特許庁、麗水エキスポ組織委員会と共同で「未来の海洋発明エッセイ大会」開催(6月29日)(韓国特許庁HP 6月29日)

韓国特許庁と麗水エキスポ組織委員会は、共同で、全国の青少年発明記者が参加する「未来の海洋発明エッセイ大会」を麗水エキスポで開催することを明らかにした。青少年に海洋の重要性を認識させ、海に、世界に向かって伸びていく進取的な奇想を涵養する機会を与えるための目的として開催される今回の大会は、今月の29日から8月3日まで行われ、全国の各地域で約600名の青少年発明記者と発明教師が麗水エキスポの現場に訪れ参加するものと予想される。

青少年発明記者団は、韓国特許庁が小中高校の学生を対象に発明に対する認識を高め

創意力と自己学習能力を向上させるために全国 16 の市道教育庁の協力で選抜して運営している体験活動の一つである。現在、全国的に約 3000 名が発明記者として活動している。

このように発明記者団が麗水エキスポを訪れる理由がある。麗水エキスポは何よりも、他のエキスポと同じように新しいアイデアの宝庫である。麗水エキスポ内のほとんど全ての展示館は最先端科学技術、最新のデザインまたは特許で構成されており、発明家を夢見る学生達にとって何よりの体験場所である。新しい技術をみると新しいアイデアが浮かびあがるのが当たり前だ。青少年発明家の目は、麗水エキスポを超えた新しい未来を見ることができるからである

エッセイの主題は、「未来の海洋発明」と「海洋産業の理解」であり、麗水エキスポの見学を通して発見した独特な技術や将来、予想される新しいアイデアなどを素材に、自己分析と感想を自由に技術することである。参加作品は、麗水エキスポ組織委員会ホームページと発明記者団のカフェで閲覧でき、優秀作品に対しては賞状と賞金が受賞される。

キム・ホウォン特許庁長は、「生き継ぐ海洋のお祭りである麗水世界博覧会を取材することにより、青少年は、未来の海洋発明家としての夢を抱くことができると思う」と述べ、これが「韓国が海洋強国として跳躍する礎石」となってくれることを願っている。

一方、麗水エキスポ組織委員会は、今回のイベントを契機に、麗水エキスポを「発明」という独特な観点から見ることにより、一般国民がエキスポに対する印象を新たにし、夏休みの間、他の青少年達がエキスポを訪ねるきっかけになるだろうと見通している。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 勝利は韓国に・・・三星、オランダでアップルに特許戦で初勝利（電子電子 6 月 21 日）

「三星は名分を、アップルは実利を手にした」三星電子が、オランダでアップルを相手に起こした特許侵害本案訴訟で勝利した。アップル製品の販売禁止仮処分などで、これといった成果を上げることができなかった三星電子は、本案訴訟で初めてアップルの侵害を立証した。アップルは被害を補償しなければならないが、粘り強く主張してきた特許消尽論を貫徹させた。

◇三星、本案初勝利で名分を手にはオランダ、ハーグ裁判所は、アップルが三星電子の特許を侵害したとして被害補償を命じる判決を下した。

ハーグ裁判所は、アップルの iPhone および iPad の一部が、インターネットにアクセスする過程で三星の第 3 世代移動通信特許権を侵害したと判決。三星は、粘り強く主張してきた通信特許侵害の主張が認められた。

ハーグ裁判所は、三星が提起した通信技術関連の標準特許 4 件中 1 件の侵害を認めた。特許侵害判決を受けたモデルは、インテル - インフィニオン ベースバンドチップを搭載した iPhone3・3GS・4 と iPad。最新モデルの iPhone4S と iPad2 等に変更された技術は棄却された。

三星側は「アップルが当社の無線通信技術関連の特許侵害を再確認した判決だ」とし、「アップルが該当製品の販売に対して発生した損害賠償請求など必要な措置を検討している」と述べた。

◇アップル、打撃は制限的＝三星は本案訴訟で初勝利をおさめたが、その効果は制限的だ。判決がアップルの iPhone3G と iPhone3GS、iPhone4 および iPad 第 1 世代と第 2 世代など、古いモデルにのみ限定されているためだ。また、2010 年 8 月 4 日以降にオランダで販売されたモデルで、被害補償規模も大きくない。

アップルは根強く主張してきた「特許消尽論」を貫徹させて実利を得た。ハーグ裁判所は、インテル - インフィニオンチップを搭載した製品が特許を侵害したと判決。クアルコムチップを使用して製造した最新の製品に対する内容は棄却した。アップルは「三星はクアルコムと通信チップのライセンス契約を締結し、アップルはクアルコムのチップを使用して製品を作り、三星の特許は既に消尽した」と主張してきた。

◇交渉の場が再び開かれるか＝オランダの判決で損害賠償のための交渉のテーブルが用意される見込みだ。特許専門家らは、この席でオランダでの損害賠償のみならず、全般的な交渉内容についても議論が行なわれる可能性があるという口を揃えた。

チェジヨン国際特許法律事務所 ジョン・ウソン弁理士は「この判決は、両者に大勝利も打撃も与えず、有効適切に作用するだろう」とし、「被害補償の交渉を始めるものの、アップルが積極的な意思を見せない限り妥結の可能性は低い」と述べた。

三星とアップルは 22 日、ドイツ、マンハイムでまた別の判決があり、7 月には米国での訴訟判決も下される。  
 <金・インスン記者>

### <三星 - アップルの主な訴訟状況>

国名	内容	勝者
米国	2011 年 4 月アップル, ギャラクシーS 等スマートフォン 3 種と ギャラクシータブ 10.1 の技術特許及びデザイン侵害で三星提 訴	
	12 月ギャラクシーモデル 3 種とギャラクシータブ 10.1 の販売 禁止仮処分申請	三星
	2012 年 2 月アップル, ギャラクシーネクサスの販売禁止仮処 分申請及び特許侵害訴訟提起	

	4月三星, アップルの iPhone・iPad・iCloud 等 8 件が特許侵害したとして提訴	
	5月両社交渉進行・決裂	
	6月アップル, 2月ギャラクシーネクサスに対する販売禁止仮処分にギャラクシーS3 も含むよう要請したが棄却	三星
ドイツ	2011年8月ギャラクシータブ 10.1 販売禁止仮処分命令	アップル
	10月ギャラクシータブ 10.1 仮処分異議申立て棄却	アップル
	2012年1月三星 - アップル提訴 3 件のうち、1つ目の案件棄却、アップルの非侵害判決で 2 つ目の案件棄却、原告敗訴判決ギャラクシータブ 10.1 のドイツ内販売禁止仮処分決定に対する控訴審棄却	アップル
	2月ギャラクシータブ 10.1n、ギャラクシーネクサス販売禁止仮処分申請棄却	三星
	3月三星のアップル提訴 3 件のうち、3つ目の案件を棄却	アップル
	3月アップルの三星提訴 6 件のうち、「スライドロック解除」本案訴訟棄却	三星
オランダ	2011年8月アップル仮処分申請中 1 件のみ認める	三星
	10月アップル製品の販売禁止仮処分申請棄却	アップル
	2012年1月ギャラクシータブ販売禁止仮処分申請棄却	三星
	3月フランド条項により、クアルコムチップを搭載した iPhone4S は三星の通信特許を侵害していないと判決	アップル
	6月 iPhone3・3GS・4、iPad1・2 が三星の無線通信特許を侵害	三星
その他ヨーロッパ地域	2011年6月三星、イタリア・イギリス・パリに特許侵害でアップル提訴	
	12月フランス iPhone4S 仮処分申請棄却	アップル
	2012年1月イタリア iPhone4S 仮処分申請棄却	アップル
オーストラリア	2011年10月ギャラクシータブ 10.1 仮処分	アップル
	11月仮処分控訴審で三星勝訴	三星
	12月ギャラクシータブ 10.1 最高裁判所上告棄却	三星
韓国・日本	2011年3月三星、韓国及び日本でアップル iPhone・iPad に対し、3G 通信特許侵害で提訴	
	6月アップル、韓国でギャラクシーS のデザイン権侵害訴訟、日本でギャラクシーS・ギャラクシータブ 10.1 仮処分申請	

### 3-2 新日本製鉄、「ポスコが侵害した特許の証拠を必ずつかむ」(電子新聞 6月25日)

新日本製鉄が、3年近くの緻密な準備の末にポスコを相手取って営業秘密と特許侵害の訴訟を起こしたことが分かった。新日本製鉄に有利な捜査記録を確保するために、去る2009年に韓国の裁判所に訴訟を起こした事実が明らかになった。

25日に裁判所及び業界によると、新日本製鉄は去る2009年7月30日に大邱地方裁判所に捜査機関処分に対する準抗告を提起したことが確認された。準抗告とは、検事と司法警察官の一定の処分に不服を訴え、管轄の裁判所に取消及び変更を求める制度である。新日本製鉄は、大邱地検に対し2007年に発生したポスコ技術流出事件の捜査記録の公開を申請したが拒絶され、この手続きを取った。去る2009年12月に一部引用したと判決が下されたが、両社の抗告により最高裁判所に移り2年以上係留された。

新日本製鉄がポスコ技術流出事件の記録を追跡するのは、ポスコが自社の電磁鋼板製造技術を不正に取得した証拠や資料を確保するためである。当時、当該事件の裁判過程において、ポスコが新日本製鉄の技術をこっそり持ち出したという主張がポスコの元研究員の口から出た。新日本製鉄は、準抗告を通じてポスコの不正技術取得を裏付ける確実な根拠を探し出そうとしているのである。

日本経済新聞など日本のマスコミによると、新日本製鉄は去る1990年代、ポスコが高性能電磁鋼板製品を市販し始めた時から自社の技術を利用したと疑念を抱いていた。そして去る2007年、大邱地検がポスコの技術を中国企業に流出した容疑でポスコ元研究員を拘束、裁判過程で手掛かりが見つかったと日本のマスコミは報道した。

去る22日、ポスコの照会公示により確認された新日本製鉄の去る4月の民事訴訟の提起は、長期間にわたる緻密な準備の末に行われたことを傍証する。刑事記録にかなり敏感な内容が含まれているものと思われ、最高裁判所の判断によって大きな影響が及ぶと予想された。新日本製鉄が準抗告を通して有利な資料を確保することができれば、韓国で追加的な損害賠償訴訟を提起する可能性も排除することができないからだ。

新日本製鉄は、ポスコが高性能電磁鋼板製造技術を盗んだとして去る4月、東京地方裁判所に営業秘密侵害禁止訴訟を、米国に特許訴訟を起こした。新日本製鉄は日本での訴訟に986億円(1兆4137億ウォン)を請求。米国での訴訟は請求金額を特定しなかった。ポスコは「原告の請求が棄却されるように積極的に対応する計画だ」と明らかにした。

<ユン・ゴンイル記者>

### 3-3 地元の暴力団と結託した大規模なニセ運動靴製造工場を摘発(韓国特許庁 HP 6月27日)

韓国特許庁の商標権特別司法警察隊は「ニューバランス」などの有名商標を盗用した、いわゆる「ニセモノ」の運動靴及び副資材など計4万点余りを製造及び流通した容疑でユ氏(満49歳)など2人を商標権違反で去る12日、刑事立件した。

今回摘発されたニセ運動靴は、3tトラックで6台分の計30t余り(時価7億6300万ウォン)で、韓国内で生産された履物類のニセ商品としては最大物量であった。

ユ氏など容疑者2人は、釜山沙上区(ササンク)の住居密集地域の地下に製造工場をつくり、「ニューバランス」、「タップス」、「ポロ」などの商標を偽造して運動靴を製造、インターネットショッピングモールなどに流通した疑い。

特に容疑者は、釜山市北区亀浦洞(クポドン)の地下秘密倉庫に副資材などを保管し、人があまり出歩かない夜間を利用して秘密裏に資材を工場に移して製造するなど、製造工場と倉庫を分離して運営し、捜査網を攪乱する緻密さを見せた。

また、今回摘発された「ニューバランス」の運動靴は、近頃有名芸能人や人気アイドルグループが愛用していると噂され、流行に敏感な青少年達の人気商品として話題になったことから、ニセモノのニューバランスの運動靴がオンライン個人ショッピングモール及びSNSなどを通じて取引が急増しており、購入者側の十分な注意が必要だ。

韓国特許庁商標権特別司法警察隊のパン・ヒョンキ隊長は「全国の履物産業従事者の約40%が集中していると言われる釜山は履物産業のメッカで、部品素材などの関連インフラが整備されていることから「ニセモノ靴」製造の可能性が高いだけに、持続的な取締りを通じて履物類のニセモノ根絶のために尽力していきたい」と述べた。

### 3-4 米国の裁判所、三星ギャラクシータブ販売禁止の仮処分決定(デジタルタイムズ 6月27日)

米国の裁判所が、三星電子ギャラクシータブの販売禁止申請を認めた。

26日(現地時間)のロイター通信などの外国通信社によると、米国の裁判所は三星電子ギャラクシータブ10.1の米国内での販売を禁止する予備判決を下した。

カリフォルニア、サンノゼ地方裁判所のルシコ判事は、この日の判決文を通してアップル側の提訴を認め、ギャラクシータブ10.1の米国内での販売禁止を決定したと明らかにした。

アップルは三星電子ギャラクシータブ10.1をはじめギャラクシーネクサス、最近発売されたギャラクシーS3などに対し、特許侵害を理由に相次いで裁判所に販売禁止命令を求めてきた。ルシコ判事は、ギャラクシータブ10.1に対し、昨年 of 年末から最近までアップル側の要求を相次いで棄却している。

ギャラクシータブ10.1の販売禁止に関する審理が29日に予定されている中、サンノゼ裁判所はこれに先立ち、ギャラクシーネクサスに対するアップル側の販売禁止の主張に対しても処理する予定のため、業界の関心が集中している。 <金・ユジョン記者>

### 3-5 「90兆価値」AM-OLED技術 中国に流出(デジタルタイムズ 6月27日)

三星とLGの次世代ディスプレイパネルである「AM-OLED」と「WHITE-OLED」の回路図など制作核心技術が海外業者を通じて海外に流出された事件が発生した。特にこの技術

は、中国最大のパネル企業である北京オプトエレクトロニクス (BOE) に流された状況が一部確認された。

ソウル中央地検先端犯罪捜査 1 部 (金ヨンジョン部長検事) は、27 日、三星モバイルディスプレイ (SMD) と LG ディ스플레이 (LGD) のアモレッド技術を流出した嫌疑でイスラエルディスプレイ検査装備納品企業〇社の韓国支社職員、金某 (36) 氏など 3 名を拘束起訴した。また、検察は、金氏らの上司 3 名を同じ建議で不拘束起訴し、〇社の韓国支社も両罰規定により起訴した。

検察によると、金氏らは、昨年 11 月から今年 1 月まで数回にかけて SMD と LGD の 55 インチテレビ用アモレッドパネル実物回路図など核心技術をカード型 USB に入れ、流出した嫌疑を受けている。

アモレッドと呼ばれる能動型有機発光ダイオードパネルは、応答速度が LCD より 1000 倍以上速い次世代平板ディスプレイである。この技術は「産業技術の流出防止及び保護に関する法律 (産技法)」により、先端国家核心産業技術に指定されている。

検察調査によると金氏らは、SMD と LGD の AM-OLED パネル生産現場にて検査装備を点検しつつ、市場に投入されていない 55 インチテレビ用 AM-OLED パネルのレイヤー別実物回路図などを撮影した後、これを保存した USB を靴、ベルトなどに隠して抜け出したと言う。特に金氏らは、抜き取った資料を整理し、イスラエル本社の職員と中国及び台湾の業者の管理営業担当職員に流した事が分かった。検察は、「〇社を通じてこの技術が外国の競争企業に流出した蓋然性が非常に高い」とし、「国家全体的に大きな経済的打撃が予想され、また、関連市場に地殻変動を起こす恐れがある」と語った。

検察は、拘束起訴された金氏が中国地域担当者を通じて BOE 社に当該技術を流出した状況を一部確認したとしている。

AM-OLED 市場は、今後 90 兆ウォン市場価値を持つ潜在性が大きい市場で、SMD が世界市場を主導しており、LGD も関連核心技術を確保した状況である。この技術開発の為に、SMD は約 1 兆 3800 億ウォン、LGD は約 1 兆 270 億ウォンを投資している。

<カン・スンテ記者>

## デザイン (意匠)、商標動向

### 4-1 帰農人工の増加で「農作物」の商標出願も増加傾向 (韓国特許庁 HP 6 月 21 日)

最近、帰農人工の増加とともに農作物関連の商標出願も大幅に増加していることが明らかになった。韓国特許庁によれば、2011 年韓国内の農作物商標出願は計 7,677 件で、前年比 (6,097 件) 約 26% 増加したことが分かった。

このうち、個人の商標出願は前年比 (2,392 件) 約 33% 増加の 3,186 件で、2007 年から 2010 年まで毎年 2,300 件前後であった出願件数に比べると、大幅増加の数値だ。

2011 年個人の農作物商標出願を作物別で見ると、穀物類が 1,634 件で最も多く、続い

て果実類 1,240 件、野菜類 1,145 件の順で、これと共に農作物の加工品に対する出願も大幅に増加したことが分かった。

個人出願人を年齢別で見ると、4,50 代が計 1,954 件で農作物全体出願の約 62% を占めており、続いて 30 代が 795 件、60 代が 257 件であることが分かった。これは、自作の農産物の付加価値を高めるための農家らのブランド化への努力と定年退職を目前に控えたベビーブーム世代の帰農に起因すると思われる。

2007 年から 2011 年まで農作物に登録された商標を類型別に見ると、図形を含む商標が計 6,575 件で全体の 45% を占め、続いてハンゲル商標 4,310 件、英文商標 1,844 件の順で、独創性のある図形が含まれた商標が登録に有利であることが分かった。

ジョ・グッヒョン 韓国特許庁商標 1 審査課長は「複雑な都市を離れて田園生活をしようとする世帯の増加と、本格的に定年生活が始まるベビーブーム世代の定年時期が重なって帰農・帰村する世帯は今後も増加すると予想される。また、これに伴って自作の農作物の商標出願も着実に増加すると思われる」と述べた。

## その他一般

### 5-1 深海の宝を探す技術開発の活動が動き始めた (韓国特許庁 HP 6月18日)

近年、石油やガス開発のための海洋ボーリング及び掘削関連分野の特許出願が急速に増加している。2002~2007 年の間、年平均 5 件以下であった海洋ボーリング及び掘削関連の出願は、国際原油価額が急騰した 2008 年以降急激に増加し、2010 年及び 2011 年には、各々 51 件と 49 件に達している (添付 1 参照)。

これは、国際原油価額の上昇により石油メジャーが持続的に海洋プラントを発注し、韓国の造船業界の海洋プラント受注が増え、韓国の大型造船企業などがこの分野に対する技術開発に尽力した結果であると解釈される。大宇造船海洋、三星重工業、現代重工業などの造船 3 社は、2008 年を起点にこの分野に対する特許出願を大幅に増やし、2011 年には年間 30 件余り (全体出願の 61.2%) を出願した (添付 2 参照)。

しかし、近年、韓国企業の海洋ボーリング及び掘削分野の出願が急増したのにもかかわらず、海外メジャー企業の自国における出願件数を調べてみると、韓国企業のボーリング及び掘削関連分野の技術開発活動は、相対的にかなり劣っているように思われる。

2011 年、韓国の最多出願企業である三星重工業の韓国内の特許出願は、14 件であるのに対し、世界的な海洋プラント機資材であるベイカーフューズ (Baker Hughes) は、2010 年ボーリング及び掘削関連技術分野で米国特許庁に約 200 件を出願しており、また、ヘリーバートン (Halliburton Energy Services)、シュルムバーガー (Schlumberger) も各々 120、140 件以上を出願している (添付 3 参照)。

過去 10 年間 (2002～2011) の韓国内出願を細部の技術分野別に調べてみると、ボーリング船や海洋プラットフォームなどに設置する構造物のデリック (Derrick) 及びパイピング (piping) 関連の技術出願、54.1% で過半数を占めている半面、採掘関連の技術出願は 23.3%、ドリルリング装備、離水システムなどのボーリング及び掘削の機資材及び工法関連の技術出願は 22.6% である (添付 4 参照)。これは相次ぐボーリング船の受注に対し、船舶建造関連技術の強みは生かす反面、韓国内における鉦区の不在と海外の先発企業との技術力の差が大きい状況の中で、安全上の問題により価額よりも実績ある海外先発企業の技術を優先的に選択する海洋プラント産業の特徴によって、採掘及び機資材分野において海外先発企業に大きく依存している状況が反映されている。

陸上資源だけでは今後、石油資源に対する需要増加に対応できないため、海洋、特に深海資源開発の重要性が日増しに高くなっている。エネルギー分野の市場調査機関であるダグラスウェストウッド (Douglas Westwood) によると、海洋プラント産業の規模が 2010 年 1,400 億ドルから 2020 年 3,200 億ドル規模に急成長すると予測されている。

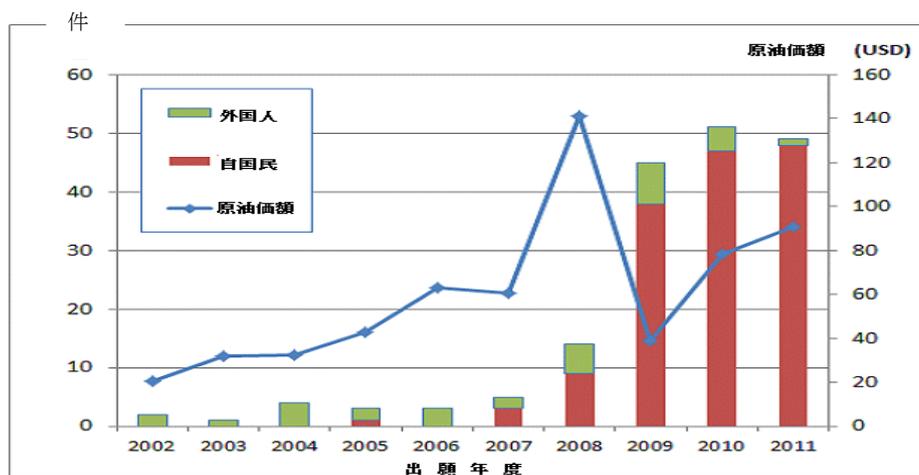
これに伴いボーリング船や FPSO (メガフロート生産長蔵貯蔵荷役設備、Floating Production Storage & Offloading Unit) のような特殊船舶及び海洋構造物の建造技術分野において、世界的な競争力を持つ韓国の造船企業は、海洋プラント市場の拡大に伴い相当な部分において利益を収めることが期待される。韓国政府も近年、「海洋プラント産業の発展方策」により革新機資材の国産化率を引き上げ、海洋プラントの受注額も 2011 年 257 億ドルから 2020 年 800 億ドルの計画であると発表している。

このような状況下で、今後の韓国企業は、海洋プラント分野において持続的に競争力を向上させるため、付加価値の高いボーリング及び掘削分野での革新技術確保に努力を傾けさらに拡大することと期待され、これに伴い関連技術分野に対する特許出願も益々増加するものと見込まれる。

#### <添付 1> 年度別海洋ボーリング、掘削技術出願及び国際原油動向

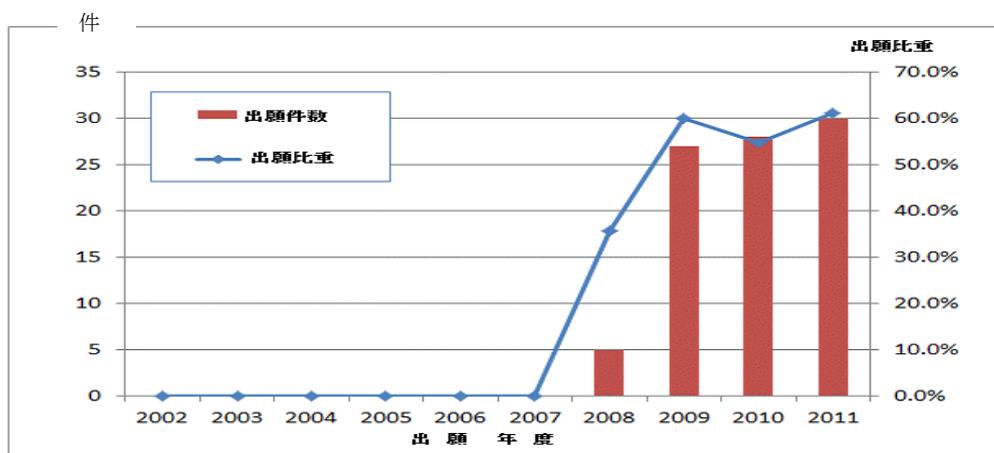
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	合計
出願件数	2	1	4	3	3	5	14	45	51	49	177
自国民 (比重%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	3 (60.0)	9 (64.3)	38 (84.4)	47 (92.2)	48 (98.0)	146 (82.5)
外国人 (比重%)	2 (100)	1 (100)	4 (100)	2 (66.7)	3 (100)	2 (40.0)	5 (35.7)	7 (15.6)	4 (7.8)	1 (2.0)	31 (17.5)
原油価額 (USD)	20.4	31.8	32.6	42.8	62.9	60.8	141.2	38.9	78.5	90.7	

- ※ 1) 統計資料は特許庁検索システムの E21B (地中掘削) 分類検索を通じて抽出した資料  
2) 原油価額は米国西部テキサス中質油バレル当たりの価額を基準



<添付 2> 韓国の大型造船企業（現代重工業、大宇造船海洋、三星重工業）年度別の出願動向

	2008	2009	2010	2011	合計
大宇造船海洋	0	16	12	10	38
三星重工業	5	11	9	14	39
現代重工業	0	0	7	6	13
計	5	27	28	30	105
全体出願のうちの比重 (%)	35.7	60.0	54.9	61.2	



<添付 3> ボーリング、掘削分野 (IPC : E21B) 2010 年主な企業の米国出願状況

企業名	出願件数
Baker Hughes (米国)	192
Halliburton Energy Services (米国)	141
Schlumberger (米国)	127
Smith International (米国)	60
ConocoPhillips (米国)	34

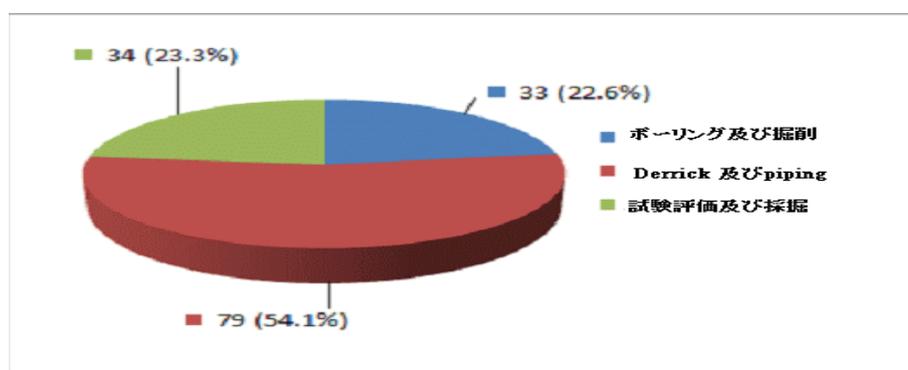
※ 米国出願公開公報基準

<添付 4> 海洋ボーリング、掘削分野 2002~2011 年技術出願状況

	自国民	外国人	合計	関連 IPC 分類
ボーリング及び掘削	33	10	43	E21B 1, 3, 4, 7, 10, 21, 23, 25, 28, 29 31, 33, 36, 37, 40, 41
Derrick 及び piping	79	7	86	E21B 15, 17, 19
試験評価及び採掘	34	15	49	E21B 43, 44, 45, 47, 49
合計	146	31	177	

<国内出願人の技術分野別出願状況>

(単位: 件)



## 5-2 ファン・スンウォン氏の小説「夕立ち」の中に約 300 件の特許が (6 月 19 日)

ブロックバスター新薬「バイアグラ」の複製薬が流行しているなか、「天然物新薬」<sup>1)</sup>が FTA 以降危機に陥っている韓国内製薬産業の新しい成長動力になると期待されている。

韓国特許庁は、2000 年から 2011 年まで天然物新薬と関連した特許登録件数が 2500 件余りに達し、自生植物を利用した天然物新薬関連の特許が占める割合が 2200 件余りで 90%に達したと明らかにした。

少年と少女のさわやかな初恋を書いたファン・スンウォン氏の短編小説「夕立ち」に登場する野草と野花などだけで、300 件余りの天然物医薬に関する特許出願があるほどだ。

少女が小石を投げてショートヘアをなびかせながら消えて行ったアシ畑のアシは、2000 年以降肥満治療剤などとして 11 件が特許出願された。

少年が飛び石で少女の真似をして恥ずかしがりながら走って行ったそば畑のそばは、血栓治療剤などとして 38 件、少年が少女に摘んであげた一握りの野菊は 60 件、萩の花 8 件、桔梗の花 136 件、そして少女が傘を傾けたように見えた黄色いオミナエシ花 7 件などの植物もアトピー、心血管系疾患および炎症治療剤などとして数多く特許出願された。

この他にも少女がソウルの学校の藤の花のようだと思った葛の花の葛は、痴呆症治療剤などとして 24 件出願されるなど、この短編小説一冊に登場する韓国内の自生植物だけでも 2000 年以降 300 件余りの天然物新薬関連の特許出願があった。

2000 年から 2011 年まで医薬分野で付与された特許権においても、自生植物を利用した天然物新薬関連の特許が占める割合が非常に高いことが分かった。

この期間の天然物新薬と関連した特許登録は 2488 件で、このうち韓国人は 2267 件 (91.2%)を占めた。

同期間に合成物質を原料とした医薬用途関連の全体特許登録件数 (3593 件、このうち韓国人 1422 件) に迫る数値だ。

韓国人の国際特許出願 (PCT) 中においても、天然物新薬関連の出願は 328 件と全体の医薬関連国際特許出願 (1009 件) の 24%に達する。

このような統計から、韓国の自生植物を利用した天然物新薬関連の保有特許は世界的水準にあり、海外での知的財産権の確保のための準備も着実になされていることが分かった。

実際に発売されて国内で商業的に成功した天然物新薬も少なくない。累積売上高が 3,000 億ウォンを超える胃炎治療剤「スチレン錠 (東亜製薬)」はヨモギ、1,000 億ウォン台の関節炎治療剤「ジョインズ錠 (SK ケミカル)」はウツボ草、ハヌルタリラ (天花粉) は良く知られている自生植物が原料だ。

最近、新しく許可された 3 種の天然物新薬の原料もツタ (シネチュラシロップ、気管支炎治療剤、安国薬品)、朝顔 (モチリトン錠、消化不良治療剤、東亜製薬) など、私たち

の身近にある自生植物だ。

韓国は 300 種余りの韓国特産植物<sup>2)</sup>を含む 4,500 種余りの植物が自生し、伝統的にも自生植物を薬物治療に利用する知識が豊富で、天然物新薬の研究が活発なことが伺える。

天然物新薬が、複製薬中心の国内製薬会社が外資系製薬会社に対抗できる比較優位の分野と評価されるが、バラ色の未来だけが待っているわけではない。

登録された特許を見ると、許可または市販された天然物新薬が合成新薬に比べ非常に少ないのが現実だ。出願人の大多数を占める大学などの基礎研究機関の特許権が、製品化まで行きつくことができずにいるなど、今後は産・学・研間の特許権共有を戦略的に行なわなければならない。

また、植物と同じ遺伝資源を利用して得た利益を原産地国と必ず共有しなければならないという国際条約である名古屋議定書<sup>3)</sup>も伏兵となり、韓国の特産植物を積極的に活用するなどの新薬開発戦略が要求される。

これに伴い、特許庁は天然物医薬専門審査部門を設置・運営し、天然物に関する審査ガイドラインを制定、高品質の天然物新薬の特許権を獲得できるよう支援している。

ホン・ジョンピョ化学生命工学審査局長は「天然物新薬は、複数の植物抽出物を混合するケースが多く、特許権を保有していたとしても侵害の懸念が高いため、用途特許から前進して合成新薬のような原料物質自体の物質特許という強力な特許権を保有することに注力しなければならない」と述べた。

- 1) 主に植物抽出物を利用して鉱物、動物または微生物からも得られる医薬品で、組成成分・効能などが新しい医薬品をいう。
- 2) 特産植物(endemic plants)とは、ある限定された地域でのみ生育する固有植物をいう。
- 3) 生物資源を活用して生じる利益を共有するための指針を盛り込んだ国際条約で、生物遺伝資源を利用する国は、その資源を提供する国に事前通知および承認を受けなければならない、遺伝資源の利用により発生した金銭的、非金銭的利益は相互に合意された契約条件に基づいて共有しなければならないという内容を含んでいる。

<参考資料> 自生植物を原料とし、製品化に成功した天然物新薬の事例



## 5-3 クラウドコンピューティングのセキュリティが注目される (韓国特許庁 HP 6月20日)

最近、クラウドコンピューティングセキュリティ分野の特許出願が急増していることが明らかになった。

クラウドコンピューティングは、IT インフラを論理的に集約して数多くのコンピュータをまるで一つのコンピュータのように、または一つのコンピュータを数多くのコンピュータのように使うことができるようにする技術である。企業や機関は個別に購入して管理しなければならなかった IT インフラ (CPU、ストレージ、メモリ、開発環境など) をインターネット雲 (Cloud、クラウド) の中に隠しておいて必要な分だけの IT インフラを必要に応じて利用することができる。クラウドコンピューティングは、「IT インフラ レンタルサービス」を可能にすることで、企業に技術以上の経済的利点を提供することができるだけでなく、低電力、低炭素排出と共にグリーン IT に応じて革新的な技術として脚光を浴びている。

このような多様なメリットがあるのにもかかわらず、クラウドコンピューティングのように資源を共有するシステムなどは、悪意のあるコードや外部のサイバー攻撃に対して脆弱だけでなく、データが自分の PC 以外に貸出サービス業者に分散および保存されるため、ハッキングされた場合その波及効果が非常に大きい。従って、クラウドコンピューティングの拡散が加速化しながら浮上しているもう一つの問題がまさに「セキュリティ」である。

韓国 IDC が最近発刊した報告書によると、2012 年企業用 IT 市場において最も大きな問題は「情報セキュリティの強化」であり、その重要性が 46.7% で 2 年連続 1 位を占めている。また、IDC が調査した報告書によると、回答者の 87.5% がクラウドコンピューティングの導入において最も憂慮する部分が「セキュリティ」と答えており、IBM の調査報告でも回答者の 77% がセキュリティの危険が高い技術としてクラウドコンピューティングを挙げた。

特許庁によると、クラウドコンピューティング関連のセキュリティ技術の特許出願は過去 5 年間持続的に増加していることが分かった。

- 年度別では、2007 年約 10 件余りに過ぎなかった特許出願が、2008 年約 60 件を起点に着実に増加し、2011 年には 109 件に達している。[添付 1 参照]

- 出願人別には、個人 7%、大企業 15%、中小企業 16%、研究所および大学が 20% と一般的に均一で、外国企業は 42% 程度と比較的高い割合を占めた。[添付 2 参照]

クラウドコンピューティング関連のセキュリティ技術を細部的に調べてみると、データセンターの運営、侵害対応、アプリケーションセキュリティ、暗号化とキー管理、ID とアクセサリ管理、仮想化技術などが多数出願されていることが分かった。

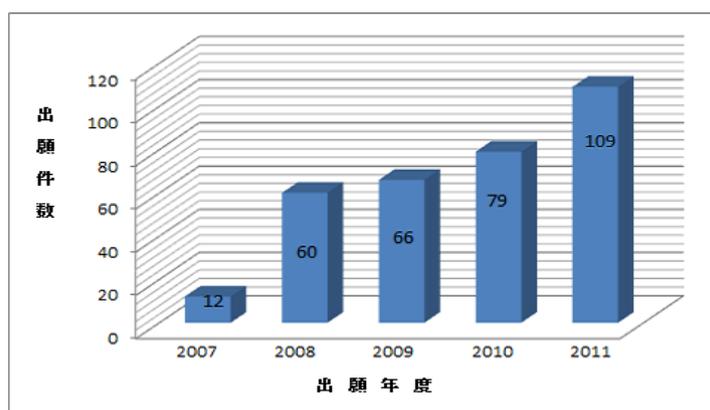
一方、国際市場調査機関である TechNavio によると、全世界のクラウドセキュリティ

関連のソフトウェア市場は年平均 41.4%成長し、2010 年 2 億 4,100 万ドルから 2014 年には 9 億 6,340 万ドルに成長するものと見込んでいる。

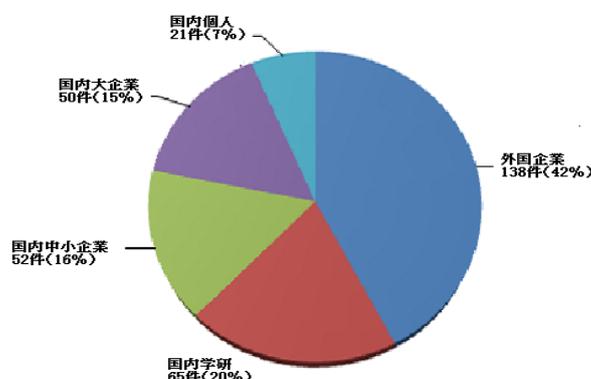
このように、クラウドコンピューティングが将来の IT 動力として高成長する中、アマゾン、マイクロソフト、グーグルなどのような巨大な外国企業によって事実上、企業独自の標準が具体化している現時点で、特定事業者やベンダーに依存されないように国際標準化と国家技術基準制定も解決すべき課題として注目されている。

また、クラウドコンピューティングは、今後企業に単純な IT インフラを提供する伝統的なクラウドコンピューティングから、デスクトップクラウド、モバイルクラウド、IPTV クラウド、スマート TV クラウド、ヘルスケアクラウドなど、消費者のニーズに合わせて多様な形態に進化すると予想され、これを実現するための要素技術と関連したセキュリティ技術の特許出願も着実に増加するものと思われる。

## <添付 1>クラウドコンピューティング関連セキュリティ分野の年度別の特許出願動向



## <添付 2>クラウドコンピューティング関連セキュリティ分野の出願人別動向 (過去 5 年)



## 5-4 現代・起亜車「6速自動変速機」、世宗大王賞受賞 (韓国特許庁 HP 6月22日)

現代・起亜自動車のシム・ヒュテ責任研究員他3名が共同発明した「6速自動変速機」が2012年上半期の特許技術賞で最高の栄誉である世宗大王賞の受賞作品に選ばれた。

韓国特許庁は、発明特許4件およびデザイン1件の部門で15名の発明者を2012年度上半期特許技術賞の受賞者に選定し、6月21日ソウル市内の韓国知識財産センター国際会議室で授賞すると明らかにした。

特許部門には世宗大王賞、忠武公賞、池錫永賞、デザイン部門には丁若鏞賞がある。世宗大王賞の受賞者には1,000万ウォンの賞金が授与されるなど、受賞者には賞牌と賞金が授与される。

世宗大王賞の受賞作品に選ばれた「6速自動変速機」の発明は、従来の5速変速機に段数を追加したものではなく、独創的な構造を持つ6速変速機を発明、5速変速機よりむしろ小型かつ軽量で、滑らかな変速特性を示している。

従来の5速自動変速機に比べ部品数を62個減らし、長さを41mm縮め、重さを12kg減らしたことにより、燃費が4%も改善された。この発明を認めたクライスラー米国自動車会社は、6年間で77万台の6速自動変速機を購入することにし、1兆2,000億ウォン規模の輸出額を見込んでいる。

忠武公賞では「半導体ガラス基板検査システム」を発明した株式会社セμισスコの李・スンジョン代表他3名の共同発明者が受賞した。

この発明は、液晶ディスプレイ(LCD)、有機発光ダイオード(OLED)ディスプレイなど平板ディスプレイに利用されるガラス基板の不良をガラス基板製造過程で摘出し、完成品のデジタルディスプレイの生産性を高めた技術だ。

ガラス基板の不良は、ガラス基板が平坦でなかったり、波模様のうねりが生じる場合を言うが、ガラス基板に光を通過させて現れた映像がガラス基板の屈曲の有無によって明暗の差を見せる現象がある。

これに着眼して映像を分析し、自動でガラス基板の不良を摘出するようにしたものがこの発明の主要内容だ。

この発明を通じて、検査方式を従来の完成品のサンプル検査から完成品組み立て以前の部品の段階で全数検査する方式に画期的に改善し、検査正確度は従来に比べ6~7倍改善された。

セμισスコは、この発明を製品化した2011年に22億ウォンの売上げ実績を上げ、今年は2倍に達する40億ウォンになると予想している。

池錫永賞は「とうもろこし、じゃがいも、米などの天然デンプンを利用して製造した乳化安定剤」を発明したデサン(株)の李・ソンヨン専任研究員他4名の共同発明者が受賞した。

この発明の特徴はとうもろこし、じゃがいも、米、さつま芋などに多く含まれたデンプンを利用する。乳化安定剤とは、水と油が混ざっている状態で、これらが分離せずに

よく混ざり牛乳のように白く濁るようにする中間媒介物質をいう。

従来の技術と比較して、製造工程が簡単かつ酸性条件、高温処理など様々な加工条件、そして変化が大きい保存温度で優れた乳化安定性を見せる長所がある。また、水に溶解後、加熱して使用しなければならなかった従来の弱点を改善して、冷たい水に溶解されやすいなど便利な点もある。

この発明は製菓、飲料、化粧品、ドレッシング、コーヒークリーム、粉末スープおよび香辛料などに使用され、マヨネーズ、ドレッシング、ラーメンなど高脂肪食品の保存、流通中に発生し得る油分離現象を抑制し長期保存が可能であり、製パンクリームに用いる際に滑らかな表面と光沢を出す効果がある。

この発明によって、従来の乳化用原料として全量輸入に依存していた高価なカゼインナトリウムおよびグアーガムなどの代替が可能で、原油試験用グアーガムの代替など産業分野にも進出が可能だと予想されている。

池錫永賞は、外郭フェンスで設置され、外部進入を感知する「センサーケーブル」を発明したアイジェイエレクトロン(株)の金・ドヒョン代表が受賞した。

この発明は、磁石によってできた磁場で線路が動く際に線路に電圧が発生する原理を利用したもので、侵入者が線路に触れると線路に電流が流れ侵入者を感知する。

従来の技術に比べてケーブル被覆が破損してケーブル内に湿気や水が流入しても誤動作が発生せず、雨や雪、風による誤警報が発生しないという長所を持っており、韓国石油公社、韓国電力公社など多くの機関に設置され、技術の優秀性が認められている。

デザイン部門の丁若鏞賞は「カップホルダー付き傘の柄」でEK Designの李・ジョンウ代表が受賞した。

このデザインは、傘の柄にカップを差し立てることができる形態で、カップを置く機能以外にも穴があり、傘を携帯する際やハンガーや壁にかけて置くにも便利で、実用性と個性を生かした独創性が際立って見える。

雨の日にもコーヒーを簡単に飲むことができ、雰囲気を生かすことができる面白いカップホルダー傘のデザインは、プレゼント用などとして韓国内だけでなく海外でも人気を博している。

特許庁と中央日報が共同主催する特許技術賞は、登録された発明またはデザインを対象に1年に2件優秀な特許を発掘、授賞し、1992年から計278件の発明を選定することで、発明者の士気高揚および発明世界の拡散に寄与してきた。

## 5-5 心を読み取る技術「ニューロフィードバック」(韓国特許庁 HP 6月25日)

人の頭に発生する脳波を利用してコンピュータなどを制御するニューロフィードバック関連技術の出願が増加している。韓国特許庁によると、ニューロフィードバック関連の技術特許は、1981年2件から2008年まで毎年20件余りの出願であったが、2009年56件、2010年73件、2011年76件となり、出願が急増していると明らかにした。

ニューロフィードバック技術の適用分野は、脳波測定及び分析のような限定された領域を超えた、脳波を利用した居眠り運転防止システム、スマートフォンと連動した脳波ゲームなどの応用技術関連の出願件数が 64.3%を占めている。また、このような出願の増加は、ニューロフィードバック技術開発に関連企業及び研究所が積極的に取り組んでいるためであることが判明している。さらに、米国 NeuroSky 社の MindWave のようなニューロフィードバック応用商品が続々と市場で市販され始めた状況などを考慮すると、多様な応用技術に対する関心度が増幅されるものと考えられ、出願件数の増加も続く見通しである。

出願別には、「ラクシャ」など中小企業の出願が 159 件、「LG 電子」などの大企業の出願が 102 件で、相対的に研究開発が自由な中小企業が新技術に積極的に取り組んでいる傾向を見せている。また、学校と研究所の出願の割合も 25.2%に達し、人間の情緒を技術と融合したアイデア出願も活発に行われていることが分かった。

韓国特許庁の関係者は、「ニューロフィードバック技術は、2011 年に知識経済部が今後 30 年、利益を得ることが見込まれる「6 大将来産業」の一つとして選定し支援しているため、この技術の研究開発はさらに活発となり、特許出願も順調に増加すると予想している。」と述べている。

<添付 1> 年度別、技術分野別ニューロフィードバック技術の出願状況 (1981 年～2011 年)

(単位: 件)

	1981 ~ 2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	合計
フィードバック 応用技術	81	8	12	1	13	42	28	185 (34.6%)
誘発応用技術	90	5	15	12	13	9	15	159 (29.7%)
モジュール技 術	33	3	1	2	14	10	10	73 (13.7%)
測定技術	22	2	4	4	7	10	11	60 (11.2%)
分析技術	19	5	8	3	9	2	12	58 (10.8%)
合計	245	23	40	22	56	73	76	535 (100%)

<添付 2> 出願人別ニューロフィードバック技術の出願状況 (1981 年～2011 年)

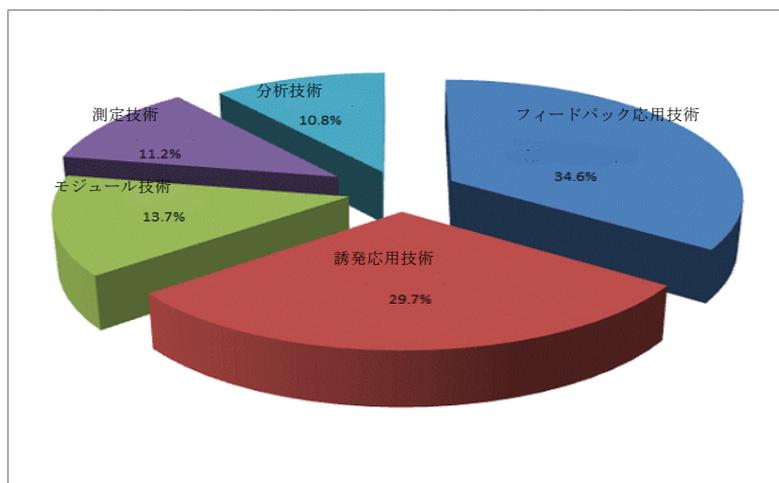
(単位: 件)

区分	機関名	件数	計
大企業	LG 電子	24	102 (19.1%)
	三星電子	23	
	起亜自動車	9	
	現代自動車	6	
	SK テレコム	3	
	その他	37	
中小企業	ラクシャ	16	159 (29.7%)
	ユビベルロックス	4	
	(株)テレメド	3	
	バイオニックス	2	
	その他	134	
学校	KAIST	13	92 (17.2%)
	延世大学	11	
	慶北大学	7	
	その他	61	
研究所	韓国電子通信研究院	25	43 (8.0%)
	その他	18	
個人		139	139 (26.0%)
合計		535	535 (100%)

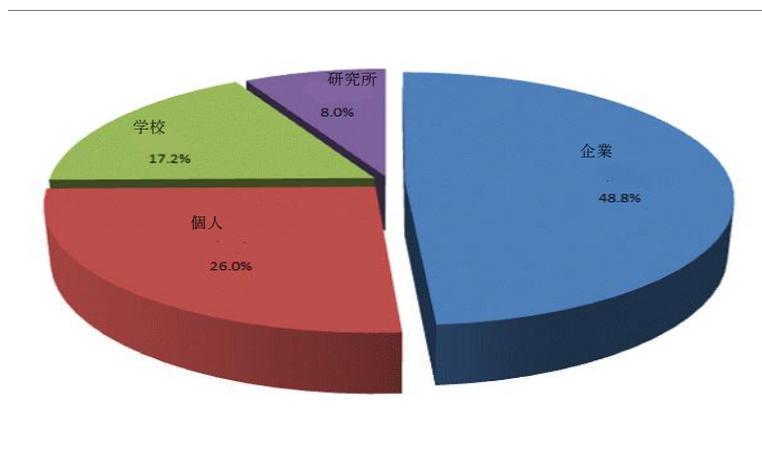
＜添付 3＞ 年度別ニューロフィードバック技術の出願状況 (1981 年～2011 年)



＜添付 4＞ 技術分野別ニューロフィードバック技術の出願状況 (1981 年～2011 年)



＜添付 5＞ 出願人別ニューロフィードバック技術の出願状況 (1981 年～2011 年)



過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。  
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム